

男女共同参画社会づくり推進県民会議規約

(名称)

第1条 この会は、男女共同参画社会づくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 県民会議は、社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として共同して参画することができる男女共同参画社会を実現するため、その気運の醸成と自発的な活動を促進し、これをすべての県民が一体となった全県的な運動に発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくりに向けての活動方針の策定
- (2) 男女共同参画社会づくりに向けての実践活動の推進
- (3) その他男女共同参画社会づくりのために必要な事業

(会員)

第4条 県民会議は、県民会議の目的に賛同する各種団体及び機関（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員の種別)

第5条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 21名以内

(役員の選任、任期及び職務)

第6条 会長は、愛媛県男女共同参画会議会長の職にある者をもって充てる。

2 副会長及び運営委員は、会長が会員の代表者のうちから指名する。

3 副会長及び運営委員の任期は2年とする。ただし再任を防げない。

4 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代行する。

6 会長、副会長及び運営委員は、運営委員会を構成する。

(会議)

第7条 県民会議の会議は、全体会議と運営委員会の2種とする。

2 会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は、会長がこれに当たる。

(全体会議)

第8条 全体会議は、県民大会として開催し、会員のほか一般県民の参加を促し、県民の男女共同参画に対する意識啓発を図る場とするように努めるものとする。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 県民会議の活動方針
- (2) 規約の改正
- (3) その他県民会議の運営にかんする事項

(定足数及び議決)

第10条 運営委員会は、構成委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 県民会議の事務を処理するため、事務局を愛媛県県民環境部管理局男女参画・県民協働課内に置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成4年11月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。